

離職者に対する住宅支援給付の支給

■ 制度概要

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失又は喪失するおそれのある方を対象として、原則3カ月間を限度として住宅支援給付を支給するとともに、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

■ 実施主体

県保健福祉センター、各市福祉事務所

■ 支給対象者の要件

- ・住宅支援給付は、申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。
- ①離職後、2年以内の方及び65歳未満の方（離職時の雇用形態、離職理由は問わない）
- ②離職前に主たる生計維持者であった方（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ③就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方又は現に行っている方
- ④住宅を喪失している方または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方
- ⑤申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が以下の金額である方
単身世帯：8.4万円に家賃額（ただし住宅支援給付基準額が上限）を加算した額未満
2人世帯：17.2万円以内
3人以上世帯：17.2万円に家賃額（ただし住宅支援給付基準額が上限）を加算した額未満
- ⑥申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下である方
単身世帯：50万円
複数世帯：100万円
- ⑦雇用施策による給付等及び地方自治体等が実施する住居困窮離職者に対する類似の給付又は貸付を、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族が受けていない方
- ⑧申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない方

■ 支給の内容

・支給額

地域の生活保護の住宅扶助特別基準に準拠

単身世帯：月額3.1万円以内

複数世帯：月額4.01万円以内

ただし、単身世帯において、月の収入が8.4万円を超え、8.4万円に家賃額を加算した額未満の者及び3人以上世帯において、月の収入が17.2万円を超え、17.2万円に家賃額を加算した額未満の者については、次に掲げる数式により算出される金額を支給する。

(単身世帯)

支給額 = 家賃額 - (月の収入 - 8.4万円)

(3人以上世帯)

支給額 = 家賃額 - (月の収入 - 17.2万円)

- ・新規に住宅を賃借する方にとっては、入居する住宅は住宅支援給付基準額以下の家賃のものに限る。
- ・月ごとに家賃額を支給する。

■ 支給期間

3箇月間を限度とする

- ・住宅支援給付支給期間中は、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます。

■ 支給開始月

新規に住宅を賃借する方にとっては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。現に住宅を賃借している方にとっては、支給申請日の属する月以降の家賃相当分から支給を開始する。

問い合わせ先：石川県能登中部保健福祉センター地域支援課

TEL 0767-53-2482